

福県医発第111号(地)
平成17年 4月15日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



岐阜医師国民健康保険組合の一部負担金割合の変更について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、変更内容は下記の通りです。

記

1. 一部負担金割合変更内容

現 行	改 正 後
10分の2	10分の3

2. 施行年月日

平成17年4月1日

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



(公印省略)

17国援第79号-2

平成17年4月11日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
(施設医療係)

岐阜医師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について(通知)

このことについて、別添(写)のとおり、岐阜県健康福祉環境部国民健康保険課長から
通知がありましたので、お知らせします。





国保第658号の2
平成17年3月31日

各都道府県国民健康保険主管課長 様

岐阜県健康福祉環境部
国民健康保険課長

岐阜県医師国民健康保険組合の一部負担割合の改正について(通知)

このことについて、岐阜県医師国民健康保険組合の一部負担割合の改正に係る規約の変更について、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき認可したので通知します。

なお、改正内容は下記のとおりですので、関係機関への周知につきましてはご配慮をお願いします。

記

1. 改正内容(新旧対照表)

新	旧
第3章 保険給付 一部負担金 第13条 保険医療機関又は保険薬局において療養の給付を受けるときは、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。(老人保健法の規定により医療を受ける者及び入院時食事療養費等に関してはこの限りでない。) (1) 次号から第4号までに掲げる場合以外の場合 10分の23	第3章 保険給付 一部負担金 第13条 省 略 (1) 次号から第4号までに掲げる場合以外の場合 10分の2

2. 施行年月日

平成17年4月1日

